

平成 25 年度  
「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」  
(研修・教育プログラムの作成)

# 10.研究費管理 1

---

## 公的研究費の不正使用と その防止について

早稲田大学 研究推進部



## 目次

シラバス .....	1
1 公的研究費の不正使用とは何か .....	2
1.1 なぜ「公的研究費の不正使用の防止」について学ぶのか .....	2
1.2 公的研究費の不正使用とその代表例 .....	2
1.3 公的研究費の不正受給 .....	3
1.4 公的研究費の不正使用等の影響 .....	3
2 公的研究費の不正使用等を引き起こす背景・要因 .....	4
2.1 研究者の意識の問題 .....	4
2.2 研究機関の組織の問題 .....	5
2.3 公的研究費（競争的資金等）の制度・運用に関する問題 .....	5
3 公的研究費の不正使用の防止策 .....	7
3.1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の策定 .....	7
3.1.1 ガイドラインが策定された経緯 .....	7
3.1.2 ガイドラインの概要 .....	8
3.1.3 ガイドラインに基づき文部科学省が実施しているもの .....	11
3.2 公的研究費の不正使用者に対する罰則 .....	12
3.3 競争的資金の制度改革に向けた取組 .....	13
3.4 今後進められる公的研究費の不正使用防止対策の方向性 .....	14
参考文献 一覧 .....	16

## シラバス

研修科目名	研究費管理 1 公的研究費の不正使用とその防止について
形式	講義 1 回
目的 及び概要	公的研究費の不正使用とその防止について、文部科学省の指針である「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を中心に紹介する。
キーワード	公的研究費の不正使用、預け金、カラ出張、カラ謝金、公的研究費の不正受給、研究者の意識の問題、研究機関の組織の問題、公的研究費（競争的資金等）の制度・運用に関する問題、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）、罰則の強化、私的流用を行った者に対するペナルティ（応募資格の制限）の厳罰化、研究代表者の善管注意義務違反、平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プラン、科学研究費助成事業費の一部基金化、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」
計画	
達成目標	「公的研究費の不正使用の防止」は URA 業務との関連性は少ないが、公的研究費の不正使用の疑いが起こる（または不正使用が発覚する）と、研究費の支出が止まり、場合によっては研究そのものが中止となってしまうため、どのような事例が研究費の不正使用にあたるのか等、基本的な知識を得ていただきたい。
教材・資料	
講師プロフィール※	大学における研究推進部役職者等
対象レベル※※	初級
想定される予備知識	大学学士課程修了程度

※ 想定する講師のイメージ、要件

※※ 初級：経験年数 1～5 年\*、中級：5～10 年、上級：10～15 年以上（スキル標準による定義）\*経験年数は、エフォート率 30～50%を想定

## 1 公的研究費の不正使用とは何か

### 1.1 なぜ「公的研究費の不正使用の防止」について学ぶのか

大学におけるリサーチ・アドミニストレーター（URA）の主たる業務は、研究開発や産学連携の複数プロジェクトに関する申請、競争的資金等の企画・情報収集・申請、（競争的資金やプロジェクトの）採択後の運営・進行管理、情報収集、交渉等というものである。そこには公的研究費の不正使用の防止を目的とする研究費の管理・監査や、実際の研究費の経理処理といった業務について直接的に携わることは少ない。

しかし、一旦、公的研究費の不正使用が疑われる事態が起これば、場合によっては研究費支出の停止のみならず、研究自体が中止されるという事にもなりかねない。

そういう意味でも、どのような事例が公的研究費の不正使用になるのか、またその要因・背景、防止策等を知っておくことは、URAの業務を行う上でも必要なことである。

### 1.2 公的研究費の不正使用とその代表例

一般的に「公的研究費の不正使用」とは、「故意もしくは重大な過失による競争的資金を代表とする公的研究費の他の用途への使用または公的研究費の交付の決定の内容もしくはこれに附した条件に違反した使用」<sup>1</sup>のことである。

この公的研究費の不正使用には様々なバリエーションがあるが、ここでは代表的な以下 3 種類の例<sup>2</sup>を挙げる。

- ①「預け金」：架空の取引により研究機関に代金を支払わせ、業者に代金を預け、管理させること
- ②「カラ出張」：意図して実態の伴わない出張旅費を研究機関に支払わせること

---

<sup>1</sup> 内閣府『競争的資金の適正な執行に関する指針』 p.3

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>) 参照

<sup>2</sup> 文部科学省『科学研究費補助金の不正使用等の防止及び繰越について（平成 20 年度科学研究費補助金公募要領等説明会資料）』、2007 年

([http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06\\_jsps\\_info/g\\_070914/data/shiryoku03.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_070914/data/shiryoku03.pdf)) 参照

③「カラ謝金」:意図して実態の伴わない作業謝金を研究機関に支払わせること

この代表例は、それぞれ研究費の種類で言うと、物品購入費、旅費、給与等人件費・謝金にあたるものとなる。具体例で示すと、

①「預け金」

- ・当該経費では購入できない物品の購入や修繕費用に充当するため、業者取引実態と異なる虚偽の書類作成を指示し、大学から支払いをさせ、その代金を預け金として管理させた。
- ・研究資金が余ったため、実際には4月以降の納入予定物品を業者に年度内に納入済として書類を作成させて、未納入物品の代金を先払いした。

②「カラ出張」

- ・他の機関から既に旅費の支給を受けたにもかかわらず、大学に同じ出張旅費を請求し、二重に旅費を受領した。
- ・出張を取りやめたにもかかわらず、偽りの「出張報告書」等を提出し、不正に旅費を受領した。

③「カラ謝金」

- ・学生等に実態を伴わない（実際には働いていない）時間分の給与・謝金を支出させ、これを一度研究者に戻させ、研究室の維持・運営に必要な経費に使用した。

といったものとなる。

### 1.3 公的研究費の不正受給

公的研究費の不正使用のほかにも、「公的研究費の不正受給」というものがあり、これは「偽りその他不正な手段により公的研究費の受給を受けること」<sup>3</sup>をいい、例えば、文部科学省の科学研究費助成事業の応募資格がないにもかかわらず、事実と異なる肩書きや他人の氏名を用いて応募し、科学研究費を不正に受給する事例などがこれに当たる。

### 1.4 公的研究費の不正使用等の影響

公的研究費の不正使用や不正受給は、研究の不正行為と共に、研究者自身だけでなく、所属機関や共同で研究する他の研究者の信用を失墜させ、ひいては科学技術に関する国民の信頼を裏切る行為と

---

<sup>3</sup> 内閣府『競争的資金の適正な執行に関する指針』p.4  
(<http://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/shishin1.pdf>) 参照

なる。

## 2 公的研究費の不正使用等を引き起こす背景・要因

公的研究費の不正使用等を引き起こす背景・要因については、いくつか考えられるが、ここでは主な3つの背景・要因<sup>4,5</sup>について示すこととする。

### 2.1 研究者の意識の問題

一つ目は「研究者の意識の問題」である。

例えば、研究者の中には、資金が税金を原資とする研究費であるとしても、「自ら獲得した研究費＝自分のお金であり、自由に使って良い」という認識が見られる場合がある。

また公的研究費が、人類の知の構築や国民の福祉の向上といった尊い目的のために国民の税金から支弁されていることに対する基本的な認識が研究者に欠如している場合もある。

さらに、競争的資金等公的研究費の制度・運用の問題を盾に、自らの不正行為を正当化するような意識の存在や、不正行為を必要悪として許容する組織風土が一部に存在することも指摘されている。

ただし、研究者の意識を規定する要因として、こうした社会的認識の欠如からくるモラルの欠如をあげつらうだけでは問題の解決には足りない。競争的資金制度のルールや研究機関内のルールが種々混在し、守るべきルールを把握する上で混乱を招いているといったことや、競争的資金等の制度の仕組みと研究活動、特に大学においては適切な人材養成活動のための必要条件との乖離があるといった、もろもろの問題が指摘されている。これらがあいまって、公的研究費の使用に関するルールを遵守しようという意識を低下させ、不正を不正と実感しないような土壌を形成してきているのではないかと考えられる。

<sup>4</sup> 例えば、文部科学省『平成24年度 公的研究費の管理・監査に関する研修会』資料 p.2 等

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/\\_icsFiles/afiel\\_dfile/2012/12/14/1328913\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/_icsFiles/afiel_dfile/2012/12/14/1328913_1.pdf))

<sup>5</sup> この章の内容は、文部科学省『研究費の不正対策検討会報告書』、2006年

([http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afiel\\_dfile/2013/06/13/1334513\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiel_dfile/2013/06/13/1334513_001.pdf)) によっている。

## 2.2 研究機関の組織の問題

二つ目は「研究機関の組織の問題」である。

例えば物品を購入する場合に、研究者自身が発注から納品のチェックまで行い、研究室単位で処理しているという例も過去にはあり、本部事務職員等、第三者のチェックを受けないことにより、不正を発生させる誘因のひとつとなっていた。また、研究者が事務職員に対して優位に立つ組織風土が多くの機関において見受けられ、事務職員のチェックや問題点の指摘等がしにくいことにもつながっている。

さらに、公的研究費の不正な使用が発生・発覚しても、これを不正使用を行った研究者個人の問題とし、組織の問題として捉えず、調査や懲戒の基準が不明確なことなどからうやむやになるケースもあると指摘されており、こうした組織運営の透明性が確保されていないことが根本的な問題として存在することは無視できない。

これらの事情を項目として挙げると、

- ① 機関内の責任の所在が未決定、または責任体系が周知不足である
- ② 不正防止規程など機関内ルールが未決定・周知不足である
- ③ 不正防止部署が設置されていない等、体系的な防止体制が未構築である
- ④ 発注・納品のチェックを第三者や別機関が行わず、研究者自身が行う等チェックシステムが機能していない
- ⑤ 内部監査やモニタリングを行う体制が未整備である

という研究機関の組織上不十分な体制が、研究費の不正使用を発生させる要因となっていた。

## 2.3 公的研究費（競争的資金等）の制度・運用に関する問題

三つ目は「公的研究費の制度・運用に関する問題」である。

この問題は現在では第3章で後述するように、随分と改善されてきているが、まだ必要十分であるとまでは言えない。

- ① 単年度会計主義：一年単位の毎年度の予算執行を、原則的にその年度内で行わなければならないという単年度会計主義が、年度末に未使用額を残さないようにとの圧力を生じさせていた。また研究費の執行期限が研究機関内の事務手続きの要請によりさらに前倒しになっていたという状況も公的研究費の不正使用（預け金等）の要因となっていた。
- ② 繰越、費目間流用制限：公的研究費の繰越はいわゆる「科学研究費助成事業の一部基金化」の前にも「繰越明許費制度（交付



決定時に予想し得なかったやむを得ない事由により年度内に事業が完了しない見込みのある研究課題については、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、研究費を翌年度に繰越して使用できる)」により繰越可能な場合もあったが、十分に周知されているとは言い難く、手続きも面倒であった。また費目間流用制限も研究が進展する中で当初計画と異なる資金需要が出てくることに対応できないこともあった。

- ③ 制度間で異なるルール：複数の公的研究費を受けていても、以前は研究費の合算使用が認められておらず、類似の研究活動に対して受ける資金を合わせての大型機器の購入などもできなかったことも公的研究費の不正使用の要因となっていた。

### 3 公的研究費の不正使用の防止策

第2章で説明したような公的研究費の不正使用が起こる背景・要因に対して、公的研究費の配分機関（文部科学省等）は以下のような対策を講じている。

#### 3.1「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の策定

公的研究費の不正使用等を引き起こす背景・要因の一つ目「研究者の意識の問題」および二つ目「研究機関の組織の問題」への対処策として、文部科学省は、平成19年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。

##### 3.1.1 ガイドラインが策定された経緯

公的研究費の不正使用というものの自体は、昔からあったものかもしれないが、事件として発覚・報道が増え始めたのは、ここ10年間くらい（2000年以降）の事<sup>6</sup>である。なかでも平成18年4月に私立大学で発覚した巨額の公的研究費の不正使用事件をきっかけとして、文部科学省に「研究費の不正対策検討会」が設置され、報告書が同年末（平成18年12月26日）に提出され、それを受けて平成19年2月15日にガイドラインが策定された。

ガイドラインは、文部科学省または文部科学省所管の独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）について、それらを適正に管理するために必要な事項を示したもので、全部で7節に分かれており、第1節から第6節がそれぞれの研究機関が実施すべき課題について、第7節は文部科学省の取るべき方策について記述されている。

また、ガイドラインであるということは、その性格は大綱的なものであって、公的研究費管理の具体的な方法について一律の基準を強制するものではなく、具体的にどのような制度を構築するかは、個々の研究機関の判断に委ねられている。

とはいえ、ガイドライン策定当時、独自に公的研究費の管理について制度を構築していたところは少なく、各研究機関は、この「ガイドライン」を基に管理制度を構築していった。

---

<sup>6</sup> 白楽ロックビル『科学研究者の事件と倫理』講談社、2011年、p.160

### 3.1.2 ガイドラインの概要

ここではガイドライン全7節のうち研究機関が実施すべき課題が記述されている最初の6つの節について説明する。

#### 第1節 機関内の責任体系の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、機関内外に公表することが必要である。この節で研究機関に要請されている事項は、

- ① 「最高管理責任者」を決定・公開すること
- ② 最高管理責任者を補佐する「統括管理責任者」を決定・公開すること
- ③ 機関内の各部局における責任者である「部局責任者」を決定・公開すること
- ④ 最高管理責任者は、統括管理責任者および部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮すること

である。これらの事項は各研究機関のホームページ等で学内外に公表していることが多い。

#### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。この節で研究機関に要請されている事項は、

- ① ルールの明確化・統一化
- ② 職務権限の明確化
- ③ 関係者の意識向上
- ④ 調査および懲戒に関する規程の整備および運用の透明化

である。これらの事項を具体化するために研究機関は以下のことを実施している。

- ・ 研究機関独自の倫理憲章やガイドライン、規程の制定等を行う
- ・ 規程等はいわゆる研究不正防止の規程だけでなく、公的研究費を取り扱う経理関係や研究従事者に関する契約関係、謝金に関する規程等も含む
- ・ 機関内ルールを統一化する（例：キャンパスごとのローカルルールの廃止等）
- ・ 関係者の意識向上の施策として、パンフレットやホームページによる広報・周知や学生対象の研究倫理科目の設置、研究者対

象のオンデマンドの研修科目を実施する

- ・調査および懲戒に関する規程（不正防止規程）を設置し、運用方法を事前に公表しておく

### 第 3 節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止対応計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することが必要である。この節で研究機関に要請されている事項は、

- ① 不正発生要因の把握のため、機関全体の状況を体系的に整理
- ② 不正防止計画の策定
- ③ 不正防止計画推進部署の設置

である。

ここでいう「不正発生要因の把握」については、一般的に以下の点に注意する必要がある。

- ・競争的資金等の執行ルールと執行実態に乖離がないか
- ・決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確でないか
- ・研究者と事務職員との間の意思疎通が円滑でないため、取引状況の確認ができにくいなど取引に対するチェックが不十分ではないか
- ・予算執行の時期が偏っていないか（年度末に集中する等）
- ・競争的資金等が集中している研究室がないか
- ・非常勤雇用者の管理が研究室任せになっていないか

また不正防止計画は、不正を発生させる要因として対応策が講じられていないものを中心に、優先順位を付して具体的かつ明確な計画を策定するものとし、定期的に見直しを行うことも必要である。

不正防止計画推進部署は内部監査部門とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつも、内部監査部門からのチェックが働くようにすることが必要である。

### 第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動

第 3 節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。この節で研究機関に要請されている事項は、

- ① 予算執行状況の検証・確認

- ② 発注・検収システムの構築
- ③ 業者との癒着防止対策
- ④ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備
- ⑤ 研究者の出張計画の実施状況の把握

といったものである。

なかでも②の「検収システムの構築」は重要であり、例えば、公的研究費を使用した1円以上のすべての納入物品について、研究者以外の第三者が納品検収できるシステムを構築するならば、架空請求や納入物品の付け替え（請求書・納品書に記載されているものとは異なる物品を納品すること）といった方法を使う「預け金」は、ほぼ不可能となる。

⑤についても出張前の「出張計画書」の申請、事後の「出張報告書」の提出、出張の事実を証明する書類の提出（航空券半券など）をルーティン化するシステムを構築することにより、「カラ出張」を防ぐこともできるようになる。

#### 第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

ルールに関する理解を機関内の関係者に浸透させること、機関の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築することが、競争的資金等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となる。この節で研究機関に要請されている事項は、

- ① 競争的資金等の使用に関するルールの「相談窓口」の設置
- ② 競争的資金等の不正使用に関する「通報窓口」の設置
- ③ 不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制の構築
- ④ ルールの理解度の確認
- ⑤ 競争的資金等の不正防止への取り組みに関する機関方針および意思決定手続きの外部への公表

といったものである。

これらの事項を具体化するために研究機関は次のようなことを実施している。

- ・ルール等の相談窓口、不正使用の通報窓口を設置し、ホームページ等で公表する
- ・競争的資金等の不正使用に関する情報を最高管理責任者へ上げるシステムの構築
- ・競争的資金等の執行ルール等の理解度確認のため、競争的資金等の説明会や研修会実施時にテストを行うことや、E-Learningシステムを使用した倫理研修や理解度テストの実施

#### 第6節 モニタリングの在り方

不正使用発生の可能性を最小にすることを旨とし、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要である。この節で研究機関に要請されている事項は、

- ① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング・監査制度を整備する
- ② 内部監査部門は財務情報のチェックの他に体制不備の検証も実施する
- ③ 内部監査部門は不正防止計画推進部署と連携強化する
- ④ 内部監査部門は最高管理責任者の直轄的な組織とする
- ⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する

である。

ここでいう内部監査は、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要である。例えば、調達業務において、発注・検収・支払いの現場におけるチェック、および不正防止計画推進部署によるそれらのモニタリングが共に機能しているか否かを内部監査により確認することである。すなわち競争的資金等の使用に関するモニタリングについて、客観的な立場で更にモニタリングすることである。

また内部監査には、公的研究費の使用ルールや不正防止のルールそのものにも改善すべきことがないか検証することが期待されている。

### 3.1.3 ガイドラインに基づき文部科学省が実施しているもの

このガイドラインに基づき、研究機関は不正防止計画の推進や公的研究費の執行・管理等をおこなっているが、文部科学省も各研究機関に対して、ガイドラインに基づく体制整備状況の確認を実施している。

- ① 研究機関に対する体制整備状況報告書（自己評価チェックリスト）の提出請求⇒PDCA<sup>7</sup>に基づく各研究機関の確認
- ② ①の報告書内容の分析結果報告書を作成・公表
- ③ 研究機関担当者に対する研修会を毎年開催
- ④ ガイドラインの実施等に関する履行状況調査（現地調査等）の実施

---

<sup>7</sup> 「Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）」によって業務等の改善を行う PDCA サイクルのこと

### 3.2 公的研究費の不正使用者に対する罰則

公的研究費の不正使用、不正受給を行ってしまった場合の罰則としては、次のようなものがある。

- ① 研究費の全部または一部の返還命令
- ② 一定期間の応募資格・受給資格の制限（制限される理由となった当該公的研究費の応募制限だけでなく、他の府省にも不正使用の概要の情報が提供されるため、他の公的研究費（競争的資金等）についても応募が制限される場合がある）
- ③ 大学における内部処分（各大学により異なるが就業規則等に基づく懲戒処分など）

このうちの②について、公的研究費の不正使用等を引き起こす背景・要因の一つ目「研究者の意識の問題」への対処策として、平成24年（2012年）10月に、不正使用者に対する罰則の強化<sup>8</sup>が実施されている。罰則強化の内容は次のようなものである。

府省共通の応募資格制限（ペナルティ）の改正・強化  
(2012.10.17)

#### 【改正のポイント】

- ・ 私的流用を行った者に対するペナルティの厳罰化  

<改正前>		<改正後>
5年	➡	10年
- ・ 私的流用以外の不正使用を行った者に対するペナルティの厳罰化と適正運用  

<改正前>		<改正後>
2～4年	➡	1～5年
- ・ 研究代表者の管理責任義務（善管注意義務※）違反に対するペナルティの新設  

最大2年

※「善管注意義務違反」とは、自ら不正使用に関与していない場合でも、研究資金の責任者としての責務を全うしなかった場合を指します。

この罰則強化の背景と趣旨は、

- ① 研究機関における公的研究費の適切な管理・監査体制を求めて

---

<sup>8</sup> 内閣府『競争的資金の適正な執行に関する指針』p.7  
(<http://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/shishin1.pdf>) 参照

きたにもかかわらず、依然として、悪質度の高い事案を含む、公的研究資金の不正使用が散見される。

- ② 公的研究費の不正使用や不正受給、研究上の不正行為への対応として、応募資格の制限を科しているが、行為の内容にかかわらない硬直的な運用を行っていた。

ということに対し、現在の社会情勢を踏まえ、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することができるように改正したものである。

### 3.3 競争的資金の制度改革に向けた取組

公的研究費の不正使用等を引き起こす背景・要因の三つ目「公的研究費の制度・運用に関する問題」への対処策として、競争的資金の制度改革に向けた取組として以下のような施策がなされている。

- ① 平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プラン  
ここでは 3 種類のアクション・プランについて説明する。

・繰越し手続きの簡略化・弾力化

研究を効果的に行い、研究費をより効率的に使用するためにも、繰越しの要件に合致する場合には、積極的に翌年度への研究費の繰越し制度（繰越明許費制度）を活用することが効果的であるとして、繰越し事由の拡大、研究者提出資料の削減、など簡素化を図る。

・費目の統一化

以前は競争的資金制度ごとに費目構成が種々雑多であったが、経費は「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の 3 区分とし、例えば直接経費については、大きく「物品費」「人件費・謝金」「旅費」および「その他」という 4 区分に分け、費目名を競争的資金制度の中で標準化する。

・費目間流用制限の緩和

費目間流用について、一定範囲までの流用は、研究費を配分する府省や独立行政法人の承認を経ずに可能であるが、その流用可能な範囲は各制度で異なっていたため、その範囲をなるべく統一化する。

- ② 科学研究費助成事業の一部基金化

平成 23 年度と平成 24 年度に、科学研究費助成事業の一部基金



化<sup>9</sup>が実施され、単年度会計の制約を無くし、複数年度にわたり柔軟な執行が可能となった。具体的には、研究計画変更等に伴い発生した未使用分について、最終年度を除き、繰越申請等事前の手続きを経ることなく翌年度に引き続き使用すること（次年度への繰越）が可能となり、また当初計画を上回る進展があった場合には、交付決定総額の範囲内で、当年度途中の追加支払（研究費の前倒し使用）を受けることも可能となった。<sup>10</sup>

### ③ 科学研究助成事業の補助金分に「調整金」制度を設置

平成 25 年度より、一部基金化がなされていなかった科学研究助成事業の補助金分について、研究費の前倒し使用や、一定要件を満たす場合の次年度使用（従前の繰越明許制度の申請期限後など）ができる「調整金」の制度が設置された。

## 3.4 今後進められる公的研究費の不正使用防止対策の方向性

前節までに示した公的研究費の不正使用の防止策の実施後も、不正使用の事案の発覚や報道がなされ、社会的に大きな問題となっている。そのような状況を踏まえ、平成 25 年 8 月に「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」が設置され、9 月には「中間取りまとめ」が公表<sup>11</sup>された。

ここでは「不正を事前に防止する取組」、「組織の管理責任の明確化」、「国による監視と支援」を 3 つの基本方針として整理し、今後、各取組について詳細を検討すると共に、関係府省にも働きかけていくこととしている。その中から公的研究費の不正使用に関する項目を抜き出すと次のようなものになる。

### 【不正を事前に防止する取組】

#### ① 倫理教育の強化

<sup>9</sup> 平成 23 年度に「基盤研究(C)」「挑戦的萌芽研究」「若手研究(B)」の 3 種類、平成 24 年度に「基盤研究(B)」「若手研究(A)」の 2 種類について、新規採択分から基金化が導入された。

<sup>10</sup> 研究者の中からは、基金化する科学研究費助成事業の種類をもっと多くすることを希望する声もある。(例えば今野浩『工学部ヒラノ教授の事件ファイル』新潮社、2012 年、p.140 など)

<sup>11</sup> 文部科学省 HP「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめについて

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/09/1339981.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/09/1339981.htm))

- ・ 倫理教育プログラムの開発（日本学術会議等と連携）
- ・ 競争的資金制度における倫理教育の義務づけ
- ・ 倫理教育に関する国の体制の強化

② 不正事案の公開

- ・ 不正事案を一覧化して公開

③ 不正を抑止する環境の整備

- ・ 不正使用に関する機動的な調査の実施
- ・ ソフトウェア開発などの特殊な役務に関する検収の導入
- ・ 機関におけるリスクアプローチ監査の導入
- ・ 取引業者に対する誓約書提出の義務づけ
- ・ 取引業者が過去の不正取引を自己申告しやすくするための環境の醸成

【組織の管理責任の明確化】

① 組織としての責任体制の確立

- ・ 倫理教育責任者の設置
- ・ 組織における規程の整備・公表

② 不正事案に関する管理責任の追及

- ・ 不正調査の期限設定（正当な理由なく遅れた場合は研究費執行の一部見合わせ等の措置）
- ・ 組織に対する措置の発動（間接経費の削減等）

【国による監視と支援】

① 国の監視機能の強化と充実

- ・ 規程・体制の整備状況の調査
- ・ 研究費の管理・監査体制に関するモニタリング強化
- ・ 調査等への第三者的な視点の導入（国等の体制強化を図り、将来的には研究不正の監視や各機関の対応の支援等を行う公的組織の設置も検討）

② 国による組織の不正防止対策の支援

- ・ 倫理教育や規程整備等への支援
- ・ 調査研究の実施
- ・ 研究コミュニティにおける閉鎖性・内向き指向の打破
- ・ 組織改革への働きかけ

## 参考文献 一覧

内閣府「競争的資金の適正な執行に関する指針」 2012年

文部科学省「科学研究費補助金の不正使用等の防止及び繰越について（平成20年度科学研究費補助金公募要領等説明会資料）」 2007年

文部科学省「公的研究費の管理・監査に関する研修会」資料 2012年

文部科学省「研究費の不正対策検討会報告書」 2006年

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」 2007年

白楽ロックビル『科学研究者の事件と倫理』講談社、2011年

内閣府『平成23年度 科学・技術重要施策アクション・プラン』2011年

今野浩『工学部ヒラノ教授の事件ファイル』新潮社、2012年

文部科学省「『研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース』 中間取りまとめ」 2013年

脚注記載の URL は 2013 年 12 月現在のものである。

タイトル 文部科学省「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」(研修・教育プログラムの作成)  
講義教材「10.研究費管理1」

サブタイトル 公的研究費の不正使用とその防止について

著者 早稲田大学 研究推進部

監修 学校法人 早稲田大学

初版 2014年2月28日

本書は文部科学省「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」(研修・教育プログラムの作成)事業の成果であり、著作権は文部科学省に帰属します。